

議 案 第 2 号

専決処分の報告及び承認について

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定については、平成24年4月1日を施行日として地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律が同年3月31日に公布されたことから、特に緊急を要すると認め、用途変更宅地等に係る固定資産税等の課税標準額の算出方法の特例適用期間を延長するため、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分した。

よって、同条第3項の規定により報告するとともに承認を求める。

平成24年5月10日提出

松戸市長 本郷谷 健 次

## 専 決 処 分 書

松戸市市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成24年3月31日

松戸市長 本郷谷 健 次

## 理 由

地方税法の改正に伴い、用途変更宅地等に対して課する固定資産税等の特例に関する経過措置の規定に基づき、引き続き平成26年度まで従前の課税標準額の算出方法を採用するため。

## 松戸市市税条例の一部を改正する条例

松戸市市税条例（昭和50年松戸市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第11条の4の見出し中「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に改め、同条中「地方税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第9号）附則第9条第1項」を「地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号。以下「平成24年改正法」という。）附則第10条第1項」に、「平成21年度から平成23年度まで」を「平成24年度から平成26年度まで」に、「法附則第18条の3の規定及び法附則第25条の3の規定」を「法附則第18条の3及び法附則第25条の3の規定（これらの規定を平成24年改正法附則第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」に改める。

### 附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。